

(写)

龍ヶ崎市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市条例第10号

龍ヶ崎市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（平成22年龍ヶ崎市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
省 略		省 略	
龍ヶ崎市長戸コミュニティセンター	<u>龍ヶ崎市半田町42番地2</u>	龍ヶ崎市長戸コミュニティセンター	<u>龍ヶ崎市高作町162番地9</u> <u>龍ヶ崎市半田町55番地</u>
省 略		省 略	

付 則

この条例は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。